



十一

利率の経過  
の過利  
払子  
込み

年一・四パーセント  
年金資金運用基金理事長は、  
年一・四パーセントの利率に  
達し、加え、次の算式により  
算出した金額を第十八号に  
する。期日に払い込むものと  
する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{30}{365}$$

十三

初期利子

平成十六年三月二十日を  
とし、次の算式により  
金額を支払う。ただし、  
金額を支払うときは、  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を、支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。  
平成二十五年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

十五  
十六  
十七  
十八

償還金額  
償還金額  
元利支  
払場所  
払込期日

平成十五年十月二十日